

1. 改定方針

主に次の4つの点から必要な改定を行います。

- (1) 市民意識調査を実施し、その結果をプランに反映させます。
- (2) 国や鳥取県の計画等も考慮し、見直しを行います。
- (3) 「女性活躍推進計画」※と一体とした見直しを行います。
- (4) 市、市民、事業者、市民活動団体、教育関係者それぞれの施策を明記していることは、本市プランの特徴でもあり、引き続き同様の記載を行います。
- (5) 性別にかかわらず誰もが共同参加できるように、計画の名称を見直します。

2. 改定概要

- (1) 市民意識調査結果を反映させます。
調査結果に基づき、次の点について、本市の課題と捉え、計画に反映させます。

目標 I 心温まる意識づくり

調査結果の分析

【問8】

■女性に関することで、人権上、特に問題があると思うことは。

『女性の活躍に影響を及ぼす古い考え方や社会通念、慣習が残っていること』の割合が、43.4%と男女ともに多い。

【問9】

■男女が平等な立場で協力しあっていくためには。

『男女がお互いの個性・能力を認め合い、補い合っているという認識を持つ』の割合が、50.0%と多い。

【問14】

■配偶者等から、次の行為を受けることについて。

「大声でどなる」について、『してもよい』と『状況によってはしてもよい』を合わせた割合が12.5%となっている。

「平手で打つ、足でける、身体を傷つける可能性のある物でなぐる」について、受けたことが『一・二度あった』は、女性で11.6%と1割以上が回答している。

暴力等の相談については、『どこにも誰にも相談しなかった』の割合が54.9%と多くなっている。

目標 II 活力あるまちづくり

調査結果の分析

【問7】

■男女の地位の平等について

『政治・行政』については、「男性が優遇」「どちらかというとなりが優遇」を合わせた割合が(70.3%) (前回61.3%)と多くなっている。

【問13】

■ 政策・方針決定等への女性の参画について

「政治の場」、「行政（審議会や委員会等）」、「地域（自治会等）」は、『進んでいない』が『進んでいる』の割合を上回っている。

前回の調査（5年前）と比較して、全ての項目で『進んでいない』の割合が増加した。

目標 III 働きやすい環境づくり

調査結果の分析

【問6】

「女性は出産や子育てをする必要があるため、男性と雇用などで差がでるのは仕方がない」は、『そう思う』『どちらかといえばそう思う』を合わせた割合は、41.7%となっている。

【問11】

■ 理想とする「仕事」と「生活」のバランスについて

「実現していない」と「あまり実現していない」を合わせた割合が45.8%（前回34.5%）となっており、「実現している」と「どちらかと言えば実現している」を合わせた割合より多くなっている。

【問12】

■ 仕事と子育て・介護・家庭生活・地域活動を両立するための取り組みについて

『子育てや介護をしながら働ける職場環境づくり』の割合が55.4%と、多くなっている。次に、『保育・介護サービスの充実』の割合が48.5%と多い。

目標 IV 笑顔のある暮らしづくり

調査結果の分析

【問10】

■ 家事等を主にどなたが行っているか

「女性（母・妻）」の割合は、『食事の支度』（66.9%）、『洗濯』（62.6%）の順に多く、「男性（父・夫）」の割合は、『自治会活動等の地域活動』（24.4%）、『資産の管理』（17.7%）順に多い。

【問16】

■ 男女共同参画社会を実現するために、境港市はどのようなことに取り組んでいけばよいか。

『介護が必要な高齢者や病人の施設やサービスの充実』（50.5%）（前回50.9%）の割合が前回同様に最も多くなっている。

(2) 国や鳥取県の計画等も考慮します。

国・県の計画における次の点について、本市の現計画に追加、補足が必要と考え、計画に反映させます。

① 持続可能な開発目標

- ◆ 2015年（平成27年）に国連サミットにおいて採択されたSDGsは、「誰一人取り残さない」社会の実現を目指し、広範な課題に対して統合的に取り組むこととされています。国がSDGsを推進するために再構築した8つの優先課題のうち、主に「あらゆる人々が活躍する社会、ジェンダー平等の実現」の達成を目指します。（鳥取県計画より）

②妊娠・出産等に関する支援

- ◆ 急激な少子化が進む中、妊娠や出産を希望する人がその希望を実現できるよう、不妊治療に対する支援や周囲の理解促進、誰もが地域において安心・安全に子どもを産み育てることができる支援体制の充実を図る必要があります。
(鳥取県計画より)

③生活上困難な状況に置かれている人への支援

- ◆ コロナ禍の中、男女の経済的な格差、女性の貧困や自死の増加など、女性を取り巻く状況について厳しい状況が浮き彫りになっており、一層の男女平等社会実現への施策の必要性が出てきている。
貧困、高齢、障がい等により困難を抱えた女性等が安心して暮らせる環境の整備が必要である。(国計画強調事項、鳥取県計画より)

④性の多様性を前提とした社会システムの構築

- ◆ 性的マイノリティの方が、周囲の無理解や偏見に苦しむことのないよう、多様な性を互いに認め合い、誰もが自分らしく生きることができる環境づくりが必要な状況である。

- (3) 市、市民、事業者等それぞれの施策の明記を継続し、より特徴を生かせるよう工夫します。

本市男女共同参画推進条例において、市、市民、事業者、市民活動団体、教育関係者の責務と役割を規定しており、より整理しやすく反映させます。

- (4) 「女性活躍推進計画」と一体とした、見直しを行います。

「女性活躍推進法※」に基づく基本原則により、市内における女性活躍に関する施策についての計画を定め、施策実施に努めていきます。

「女性の活躍」に向けた環境づくりとして、意欲と能力を持った女性の活躍に資する施策の効果的な展開を図ります。

※「女性活躍推進法」

女性の職業に生活における活躍の推進に関する法律

- (5) 性別にかかわらず誰もが共同参加できるように、計画の名称を見直すことについて。

現名称：第3次境港市男女共同参画推進計画

「女（ひと）と男（ひと）とのいきいきプラン」

～心豊かで活力ある男女共同参画のまち 境港～

※「女（ひと）と男（ひと）とのいきいきプラン」

～心豊かで活力ある男女共同参画のまち 境港～

について、名称変更を検討。

案1. 「境港市みんなでいきいき（共同参画）プラン」

案2. 「人と人とのいきいきプラン」

◆参照

(鳥取県) 令和3年度より計画名称変更

「鳥取県性にかかわらず誰もが共同参画できる社会づくり計画」

(大山町) 令和4年度より計画名称変更

「誰もが共同参画できる社会づくり計画」

※県内上記以外の自治体は、「男女共同参画」が名称に入っています。

3. 改定骨子

- (1) 計画体系の見直し
(2) 計画構成の見直し

※令和5年度第1回審議会で協議